

## 2 転学手続きについて

### (1) 小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き

ア 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童生徒で、視覚障害者等になったものがあるときは、(障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の者に限る)当該学齢児童生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第12条第1項)

イ 市町村の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について、都道府県の教育委員会に対し、速やかにその者の氏名を通知しなければならない。

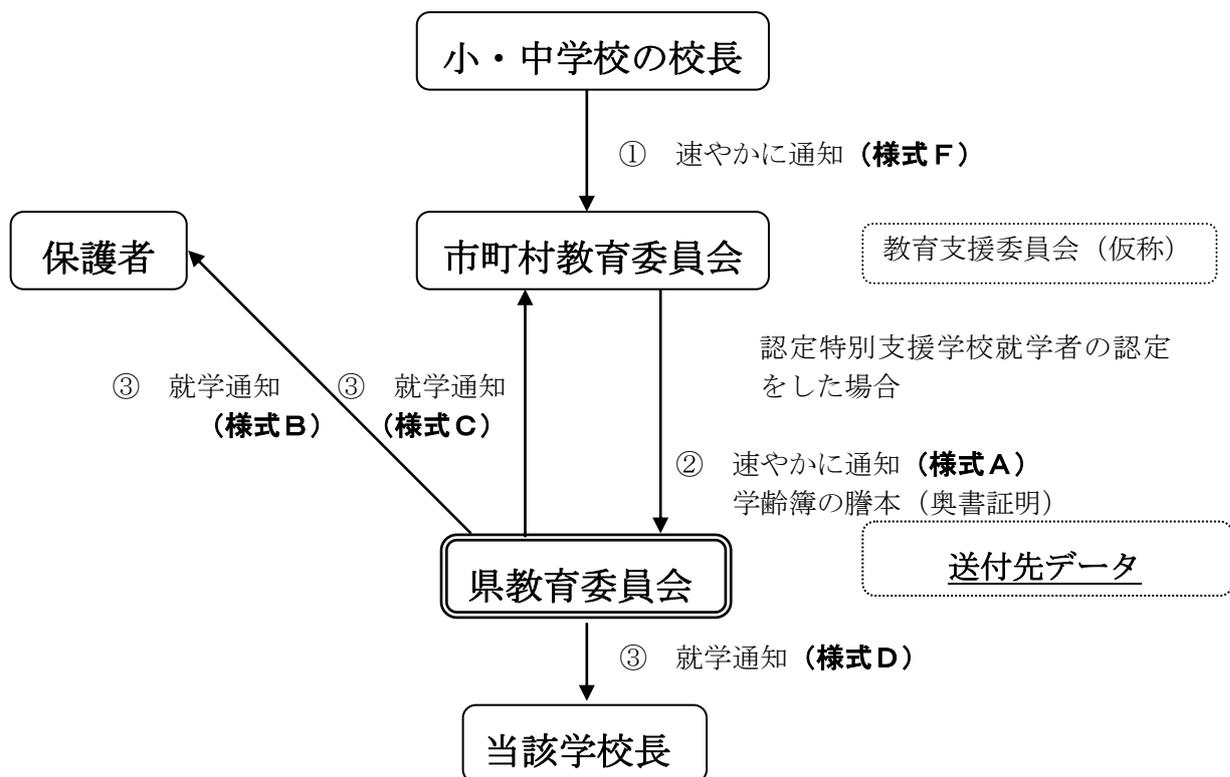
(学校教育法施行令第11条、第12条第2項)

ウ 都道府県の教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、速やかに特別支援学校への就学を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第14条)

※ 小・中学校に在学するもののうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者についても準用する。

(学校教育法施行令第12条の2第2項)



〈注〉次年度、転学の場合、新学齢児と同様、12月末日までに通知すること。ただし、病氣療養等緊急の場合を除く。

※ 次年度、転入学等が予想される場合、事前に、該当特別支援学校で教育相談を受けること(中学部入学者も同様とする)。

## (2) 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き

### ① 認定特別支援学校就学者が視覚障がい者等でなくなった場合

ア 特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、視覚障害者等でなくなったもの（障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度でなくなったもの）があるときは、その特別支援学校の校長は、速やかに、その学齢児童生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

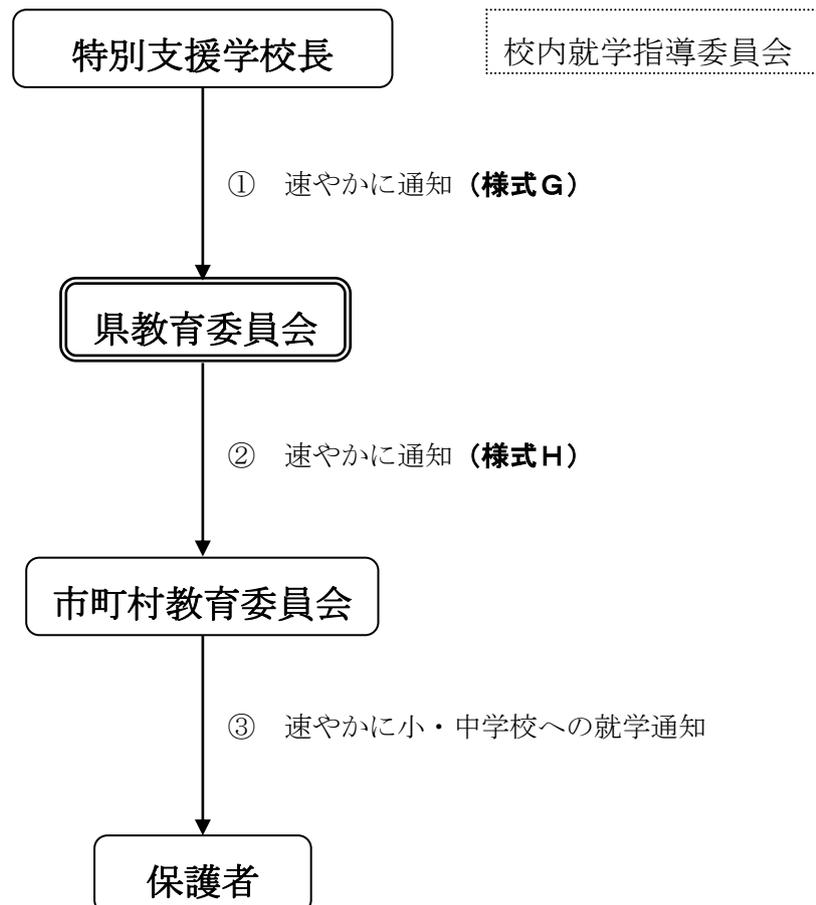
(学校教育法施行令第6条の2第1項)

イ 都道府県の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、その学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その者の氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第6条の2第2項)

ウ 市町村の教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、速やかに、小・中学校への就学を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第5条、第6条)



## ② 認定特別支援学校就学者の小・中学校への転学を判断する場合

ア 特別支援学校に在学する児童生徒で、在学する学校の校長が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等の変化により、住所の存する市町村の設置する小・中学校に就学することが適当であると思料するものがある場合は、当該校長は、都道府県の教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第6条の3第1項)

イ 都道府県の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、市町村の教育委員会にその旨及び氏名を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第6条の3第2項)

ウ ○市町村の教育委員会が、小・中学校に就学することが適当であると判断した場合

- ・ 市町村の教育委員会は、当該児童生徒を小・中学校に就学することが適当であると判断した場合は、保護者に小・中学校の入学期日等を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第5条、第6条)

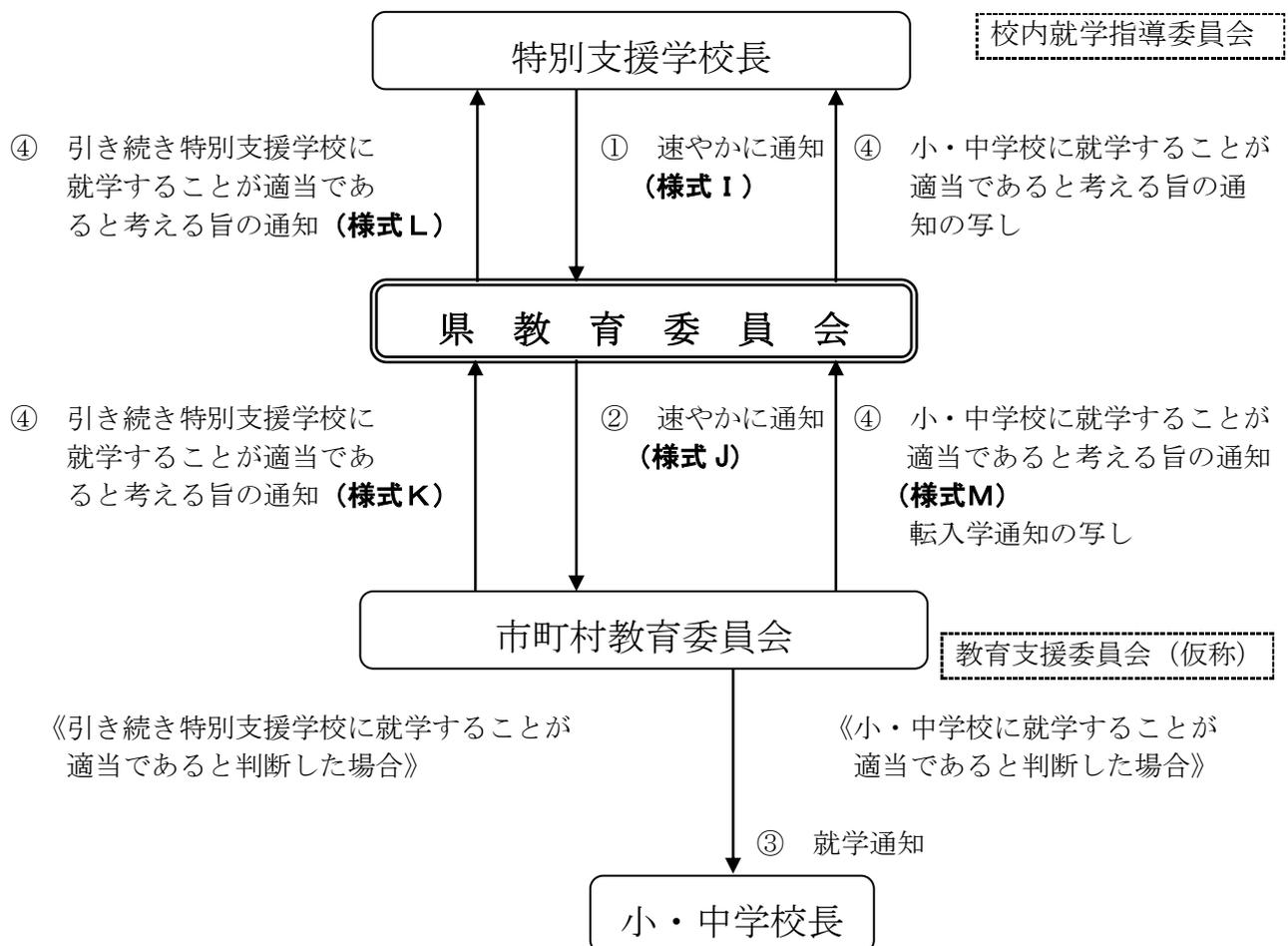
○市町村の教育委員会が、引き続き特別支援学校に就学することが適当であると判断した場合

- ・ 市町村の教育委員会が、引き続き特別支援学校に就学することが適当であると判断した場合は、都道府県の教育委員会に速やかにその旨を通知する。

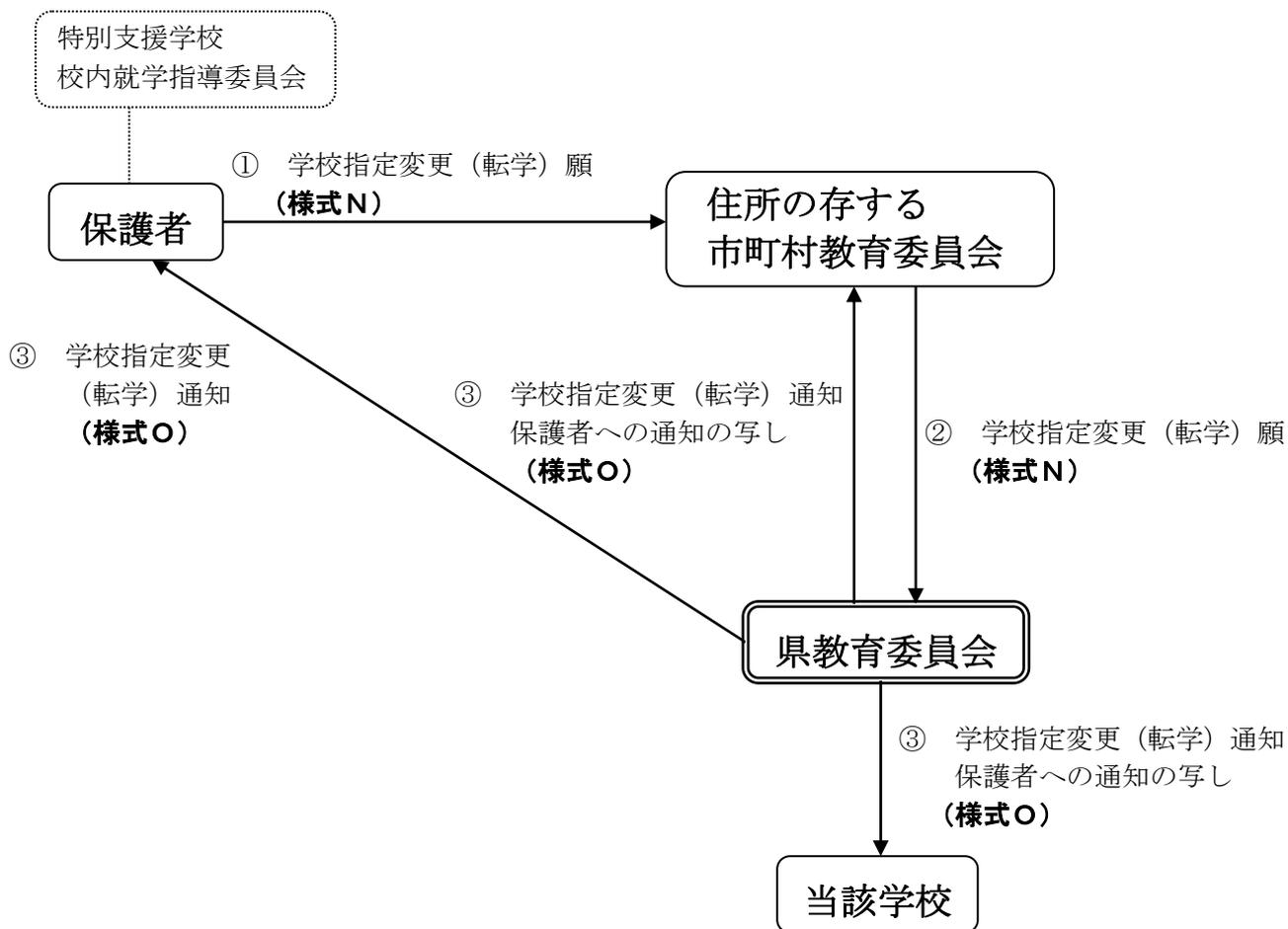
(学校教育法施行令第6条の3第3項)

- ・ 都道府県の教育委員会は、当該特別支援学校長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第6条の3第4項)



### (3) 県立特別支援学校間及び市立特別支援学校から県立特別支援学校への転学手続き



### (4) 県立特別支援学校から市立特別支援学校への転学手続き

